



2020

健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名

柘運送株式会社

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人 2020
(中小規模法人部門)」として認定します
経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層
取組を推進されることを期待いたします

2020年3月2日

日本健康会議



日本健康会議
NIPPON KENKO KAIGI



健康宣言実施結果報告書

事業所名

柘運送株式会社

健康づくり
担当者名

稻熊 正広

		項目	実施項目 にチェック	取組内容・実施結果(数値報告)
必須項目	①	経営者自身が健康宣言事業に取り組む	✓	健康宣言を実施し、社内掲示、社外向けにHPに公開
	②	組織体制の整備	✓	各事業場の所課長を健康づくり担当者に選任
	③	受動喫煙対策の実施	✓	屋内全面禁煙を実施
選択項目	①	社員の家族の健康にも積極的に取り組みます	✓	扶養家族へ健康診断の受診勧奨
	②	定期健康診断の受診	✓	個別に指定医療機関に予約を取り実施(受診率100%)
	③	受診勧奨の取り組み	✓	有所見者を把握し、個別に2次健診案内、管理者と調整を実施
	④	ストレスチェックの実施	✓	定期健診実施時期にあわせ全社員対象に実施(回収率100%)
	⑤	健康増進・過重労働防止に向けた具体的な目標(計画)	✓	有給休暇取得率50%以上、時間外労働月60時間以下
	⑥	管理職または一般社員に対する教育機会の設定	✓	健康がテーマにある「特別管理者講習」受講(R2.1.17)
	⑦	適切な働き方の実現	✓	個人の年休取得日数をシステムで把握した結果、取得率が改善
	⑧	コミュニケーションの促進	✓	「クラブ活動支援規程」を創設、運用開始
	⑨	病気と治療と仕事の両立	✓	入院・治療で仕事を休む必要がある社員とは個別に相談に応じる
	⑩	保健指導の実施		
	⑪	食生活の改善		
	⑫	運動機会の促進	✓	教育「適度な運動」(R1.10.5)、スポーツジム等の法人利用勧奨
	⑬	女性の健康保持・増進		
	⑭	社員の感染症予防	✓	インフルエンザ予防接種の費用負担と医療機関の予約調整実施
	⑮	過重労働への対応	✓	月80H以上の超過勤務がある社員に通知と医師の面接を案内
	⑯	メンタル不調者への対応	✓	本社総務に相談窓口を置いたことを周知(相談件数0件)

取り組み内容「PRシート」

事業所名

柘運送株式会社

貴社の重点実施項目の中から**「アピールしたい取組」**があれば、
下記の欄にご記入ください。写真・イラスト等を載せていただいても結構です！

選択項目番号

(8)

弊社の社是に『健康と安全』と
あります。

会社にとって社員の健康増進が
社会に貢献するため最優先課題
である安全を担保するという意
味もあります。

社員有志のクラブ活動を支援し
て、コミュニケーションと運動
機会の向上を図ります。

クラブ活動支援規程

(目的)

第1条 この規程は、安全衛生管理規程の定めに従い、社員の健康の保持増進措置を施す
と共に、会員と社員が共に成長し企業文化を育むことを目的とした社員の自発的
的なクラブ活動に取り組むことを認める。

(対象者)

第2条 この規程は、社員が行うクラブ活動時に掲げる要件をすべて満たしているもの
を対象とする。

1)社員に貢献したい意を有する者も(ももので、賃利を目的としたもの)、政治活動
や宗教活動に参加するものではないこと

2)年齢は原則として6人以上の社員によって構成されていること

3)会員登録して運営していること

4)会員登録料(会員登録料)でない活動責任者、および会員登録者の他のクラブ
運営に必要な者が運営していること

5)申請書において1ヶ月以上活動し、活動報告を提出したものであること

6)前年に助成金を受けた方(「以下では、第6条の義務を満たしていること」
と過去に不祥事を起こした社員が申請していないことただし、申請による制限等、
会社が施した禁制が既に済んでいない限り)

(申請手続)

第3条 助成を希望するクラブは、毎年10月までに申請書に必要事項を記入し監務
部へ提出しなければならない。

(助成金)

第4条 会員は、第3条の申請書及び第5条の活動報告書により当社と拘束するクラブ活
動に申し込むをあきらめ、助成金決定通知に基づき年次割合の助成金を支給する。
助成金額は社員数×1名あたり月額 円を上限とする。

2)会員が2つ以上のクラブに加入した場合は、前項の1名あたりの助成額の
上部に要らず、当該会員が加入する各クラブにト合の額の割合を給付する。

3)各クラブの助成額
1月 2月 3月 4月 5月 6月
各クラブの助成額
円 円 円 円 円 円

3)助成金は申請時の会員登録料に応じて支給するものとし、会員登録中の会員登録
による増減は行わない。ただし、第3条の適用を受ける場合はずの限りではない。

(活動報告)

第5条 助成金を受けたクラブ、または次年度以降に助成金を受けようとするクラブは、
活動を実施した毎に活動報告書を監務部へ提出しなければならない。

選択項目番号

(15)

長時間勤務により疲労の蓄積が
懸念される社員に対して、毎月
の時間外労働時間を通知したう
えで医師の面接を案内すること
にしました。

システムにより単月だけではなく、
複数月に渡り労働時間を把握
した結果をふまえ対応してい
ます。

年 月 日

柘運送株式会社
総務部長 柘勝幸

長時間労働者への医療の実施について

柘運送では社員の皆様の健康障害を防止するため、長時間勤務を行ってい
る方に対して法令および安全管理規程第24条に基づき被労蓄積度のセルフ
チェックおよび医師による面接指導を実施します。

面接対象者

1か月当たりの労働時間が80時間を超える方の蓄積が認められる方

貴殿は、3/11～4/10の時間外労働時間(h)が _____ 時間でした。
労働時間は、主に運行記録計(デジタル)の記録をもとに、
月の労働時間で基準として算定したもので、
運転員社員の時間外労働時間は、労働時間に問わらず一般社員における
月の時間外労働時間に基づいて算定したものです。

②申出方法

・本通知を受け取った方は、通知後1週間以内に裏面にある「医師
の面接指導に関する申出書」を総務部までご提出ください。

③注意事項

・医師の面接を希望する方は、本通知から1ヶ月以内を目安として
上記申出書により希望日時を複数会社に伝え、調整のうえ実施して
ください。
・会員は社員が面接指導を受けた場合、担当医師からその結果に關
する意見を聞き、翌日に定める必要な措置を講じます。

以上